

# 高齢者保健福祉施策の展開

資料2

## 基本目標1 生きがいのある充実した生活の支援

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度
				事業予定
①	★さくら体操の推進	<p>新型コロナウイルス感染対策のため、管理会場の定員の見直しを行い密にならない形で行います。また、医療・福祉の専門職が管理運営を行い、グループ支援や参加者評価等を通して、参加者の介護予防や自立支援を図ります。完全自主会場については新型コロナウイルス感染対策により、介護事業所等使用できない会場が多いため、身近な所で少人数実施できる体制を推進していきます。地域包括支援センターの職員が立ち上げ・継続支援を行うとともに、市内のリハビリテーション専門職が会場を巡回し、助言・指導を行い、参加者の介護予防を図ります。</p> <p>介護予防の取り組みが多様化しているため、他の介護予防施策と連動させながら介護予防を推進していきます。</p> <p>&lt;計画期間の目標&gt;                      さくら体操の会場数 55会場                      さくら体操の延参加者数 6,600人                      新規介護予防リーダー養成者数 年間15人</p>	介護福祉課	<p>管理会場においては管理委託の通所介護事業所・地域包括支援センターと連携し、毎月1回ミニ講座を行うとともに、年に1回体力測定等を行います。また、完全自主会場については市内のリハビリテーション専門職の協力を得て、各会場を巡回し、介護予防に関する助言・相談等を行い、参加者の介護予防を図ります。</p> <p>介護予防ボランティア養成講座を開催し介護予防リーダーの育成、さくら体操各会場への配置を調整します。</p> <p>地域包括支援センターを中心に、身近な所で少人数実施できる完全自主会場（自主グループ）立ち上げ支援を行います。</p>
②	☆介護予防講座・教室等の実施	<p>高齢者が介護予防のための正しい知識を得て、自分に適した方法で主体的に介護予防・フレイル予防に取り組めるよう講座や教室を開催し多様な方法で介護予防を推進していきます。</p> <p>また、市内には住民が自主的に体操や趣味活動を通して介護予防等に取り組んでいる通いの場が多くあるため、広く情報提供等を行い支援します。</p>	介護福祉課	<p>高齢者が自分の状況を知り、主体的に介護予防に取り組めるよう介護予防講座（年3回）、介護予防教室を開催します。</p> <p>また、地域にある介護予防に関係する資源等の情報を広く情報提供します。</p>

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度
				事業予定
③	健康相談・指導の継続 ※他計画再掲	健康保持・増進と疾病予防のために健康や栄養、歯と口腔に関する相談を実施するほか、健康づくり推進のための高齢者の方を対象とした健康教室を開催し、健康相談および指導の充実を図ります。	健康課	令和5年度同様に成人健康相談、栄養個別相談、歯科健康教育・相談等を実施するとともに、普及啓発に努めます。 歯科健康相談のうち、「お口の乾燥トラブル相談」については、回数を2回から4回に増やし実施します。
④	★健康診査等の継続 ※他計画再掲	フレイル予防のために高齢者の健診の活用やかかりつけ医との連携を行います。また、寝たきり等へつながる生活習慣病の早期発見のために引き続き特定健康診査受診率の向上に努めます。 また、特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査の受診者、40歳以上の集団健康診査の受診者等を対象に、フォロー健診として検査項目を上乗せして実施します。	保険年金課・健康課	【保険年金課】 (特定健康診査) 実施期間：令和6年6月1日～令和6年12月31日 特定健康診査受診者に、フォロー健診として検査項目を上乗せして実施する。なお、今年度から、フォロー健診で実施する胸部レントゲンを肺がん検診と位置付けて実施します。  【健康課】 令和5年度同様に事業実施するとともに、受診率の向上に努めます。  《令和5年度事業実績》 基本健診項目に上乗せして、生化学検査、血液学検査、胸部レントゲン検査、眼底検査等を実施した。
⑤	感染症の予防の推進	新型コロナウイルス感染症や肺炎、インフルエンザの予防や重症化を防ぎ、高齢者の方の健康を保持するため予防接種法に基づくワクチン接種を推進します。	健康課	令和6年度は新型コロナウイルスワクチン接種の定期接種化が予定されているため、関係機関と調整し円滑に実施します。
⑥	健康講演会の継続 ※他計画再掲	疾病予防・普及啓発を目的とし、高齢者も含めた健康づくりの充実を図ります。	健康課	令和5年度同様に事業実施するとともに、普及啓発に努めます。  《令和5年度事業実績》 市報への掲載、市のホームページ、チラシの配布等で周知を図った。健康講演会を11回実施した。
⑦	歯と口腔の健康の充実 ※他計画再掲	高齢者の方の「8020運動」等を推進し、20歳から80歳の5歳刻みの市民を対象に成人歯科健康診査を実施するとともに、70歳・75歳・80歳を対象とした高齢者口腔機能診査を実施することで、高齢者の口腔内の健康増進を図ります。また、かかりつけ歯科医の紹介を継続します。	健康課	高齢者の方の「8020運動」等を推進し、20歳から80歳の5歳刻みの市民を対象に成人歯科健康診査を実施します。また、歯科医院にかかっていない方には、かかりつけ歯科医の紹介を行います。 70歳・75歳・80歳を対象とした高齢者口腔機能診査を実施することで、高齢者の口腔機能等口腔内の健康増進を図ります。 市報、ホームページ、パンフレット等を活用して歯科保健の重要性の普及啓発に努めます。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度
				事業予定
⑧	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	訪問型・通所型いずれも現行相当と市基準によるサービスを提供しています。自立支援促進に向け、医療専門職が中心に関わり短期集中で実施するサービス（サービスC）の実施と同サービスを通して総合事業の見直しを検討します。 また、地域包括支援センターと連携し、介護保険サービス外の資源等も積極的に活用した自立支援・重度化防止につながるケアマネジメントを推進します。	介護福祉課	医療専門職が中心に関わり短期集中で実施するサービス（サービスC）を年3回実施し、介護認定要支援者等の介護予防を推進するとともに、必要とする人がサービスを受けられるよう体制等の見直しを行います。 また、サービスC利用者について地域ケア会議を実施し、多職種で検討し介護保険サービス以外の資源も活用した自立支援につながる意識の醸成を図ります。
⑨	★高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	後期高齢者を中心とした医療保険や介護保険のデータ等に基づき市の健康課題を分析し、健康課題を有する高齢者に対し医療専門職が関与する保健事業を実施します。 また、通いの場等でも健康課題に応じた内容の活動を理学療法士等の専門職を通じて行うことにより、保健事業と介護予防の一体的な実施を図ります。  <計画期間の目標> 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 令和6年度実施	保険年金課・介護福祉課・健康課	【保険年金課】 当該事業においては、当年度から健康状態不明者に対する指導等を実施する予定。  【介護福祉課】 今年度の事業実施に向けて、保健師が事業の企画・調整を行うとともに、介護予防活動についても健康課題と連動した内容を加え、一体的に取り組める体制構築を図ります。  【健康課】 令和6年度も高齢者向けの健康教育の啓発として、65歳以上を対象に「いきいき健康教室」を年2回実施します。各回の定員を増やして実施する予定。
⑩	包括連携協定締結校等との連携による活動支援の継続	包括連携協定を締結している学校・企業と講座等連携が可能な事業等を実施していきます。	介護福祉課	地域の課題について、連携した事業等の実施が可能か調整していきます。
⑪	★健康・スポーツ活動の支援の継続 ※他計画再掲	高齢者の健康増進及び生涯スポーツの推進に資することを目的として、高齢者がスポーツに親しむ機会を提供し、高齢者の親睦や社会参加、スポーツの普及・啓発を図ります。  <計画期間の目標> 大会参加者数 820人	生涯学習課	5月から7月に、15大会（開会式含む）の開催を予定しています。
⑫	文化学習事業の継続	各公民館において高齢者学級や各種講座を実施するとともに、自主グループの支援を行います。	公民館	高齢者学級（生きがい広場【本館】、けやき学級【貫井南分館】、シニアカレッジくりのみ【東分館】、みどり・朴の樹学級【緑分館】、はなみずき学級【貫井北分館】）、介護サポーター講座【貫井北分館】、認知症カフェ【貫井北分館】、認知症座談会【貫井北分館】を実施します。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度
				事業予定
⑬	敬老行事等の継続	老人福祉法の基本理念に沿うよう、高齢者の長寿をお祝いすると共に、楽しいひと時を過ごしていただくための、敬老行事を実施します。 また、99歳、100歳の方に対する高齢者記念品の贈呈を行います。	介護福祉課	(シニア元気フェスタ) ひとときの楽しい時間を過ごしてもらうため、小金井 宮地楽器ホールを会場として、シニア元気フェスタを開催します。 式典の他、演芸を実施予定。 午前午後の2部制、事前申込、抽選の方式で実施します。  (高齢者記念品) 99、100歳の高齢者に対し、長寿のお祝いとして、記念品を贈呈します。
⑭	おとしより入浴事業の継続	高齢者の憩いの場の提供及び健康の保持を目的とし、浴場組合が実施する無料入浴事業に対し補助を行い、65歳以上の高齢者と小学生以下の児童を対象に無料入浴の日を設け、世代を越えた交流の場を作ります。	介護福祉課	年7回の無料入浴デーとして、菖蒲湯(5月)、薬湯(8月)、敬老湯(9月)、銭湯祭り(10月)、柚子湯(12月)、朝湯(1月)、レモン湯(2月)を実施し、事業に係る経費を補助します。
⑮	高齢者いきいき活動事業の継続	高齢者いきいき活動推進員が中心となり、趣味、体操等、健康増進活動及びその他生きがい活動の講座を開催します。 また、利用促進に向け、広報等の充実を図ります。	介護福祉課	趣味、体操等、健康増進活動及びその他生きがい活動の講座を開催します。 委託先の社会福祉協議会と連携し、広報等の充実にも取り組みます。
⑯	老人クラブ活動支援と活動場所の支援の継続	高齢者の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的に、老人クラブ及び老人クラブ連合会に対して補助金を交付し、活動を支援します。 また、老人クラブや高齢者グループ等の定期的な地域活動及び健康増進を目的とする活動の会場として「高齢者いきいきの部屋」の利用を支援します。	介護福祉課	老人クラブ及び老人クラブ連合会が行う、社会奉仕活動、健康を進める事業及び生きがいを高める活動等を支援するため、補助金を交付します。 また、老人クラブや高齢者グループ等の定期的な地域活動及び健康増進を目的とする活動の会場として「高齢者いきいきの部屋」を運営します。
⑰	高齢者(いきいき)農園の継続 ※他計画再掲	農地所有者の方の協力を得て、60歳以上で耕作地を持たない高齢者の方に対し、高齢者(いきいき)農園事業を継続しながら、野菜や草花等の栽培・収穫を通じて高齢者の方の健康促進と仲間づくりを図ります。	経済課	利用期間満了を迎えるため、2年に1度の利用者募集を実施する。 ・東町二丁目高齢者農園(60区画) ・中町二丁目高齢者農園(35区画)

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度
				事業予定
⑱	★地域の居場所に対する支援の推進	生活支援コーディネーターを中心に、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、また、認知症カフェについては認知症地域支援推進員と協力しながら、居場所の立ち上げや活動継続に対して支援します。立ち上げに対しては活用可能な場所や類似の居場所に関する情報提供等を、活動継続に対しては市内の居場所の情報をまとめた冊子と圏域ごとに情報を地図に落とし込んだマップを交互に作成するとともに、情報を市ホームページにも掲載し、また、市民向け事業等あらゆる機会を通じて地域の居場所の周知の充実に取り組みます。高齢者や関係者に周知を行うとともに居場所間の交流活動への活用を図ります。  〈計画期間の目標〉 市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数 185か所	介護福祉課	第2層生活支援コーディネーターを中心に通いの場等の活動状況等の把握を行い、居場所の再開、活動継続に向け支援します。  「地域とつながる応援マップ」の周知や実際の活用等について意見を集め、より良い活用につながるよう検討します。
⑲	★シルバー人材センターへの支援の継続	高齢者の就業の場の提供や、社会参加等を提供するシルバー人材センターに対し、設立目的が達成されるよう、継続的に補助金の交付を行います。また、各種事業に係る広報を支援し、会員に対する就業の場を提供できるよう支援を行います。  〈計画期間の目標〉 東京都シルバー人材センター事業補助金交付要綱に定める公益目的事業費のランク格付A	介護福祉課	高齢者の就業の場の提供や、社会参加等を提供するシルバー人材センターに対し、設立目的が達成されるよう、継続的に補助金の交付を行います。また、各種事業に係る広報を支援し、会員に対する就業の場を提供できるよう支援を行います。
⑳	「こがねい仕事ネット」における就労支援の継続	市が運営する就労支援サイト「こがねい仕事ネット」において、就労等に関する情報提供やセミナー等の情報提供を積極的に行い、高齢者の方を含めた就労支援を行います。	経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」に、高齢者向けの就労支援セミナーや就職面接会等、就労等に関する情報を掲載します。

# 高齢者保健福祉施策の展開

## 基本目標2 地域で自立して暮らし続ける仕組みづくり

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度
				事業予定
①	介護保険サービスの利用支援の継続	介護サービスを必要とする方が、必要なサービスを利用できるよう、本人やその家族の方に対する情報提供・相談支援を充実します。引き続き、制度改正に則した介護保険パンフレットの配布やホームページでの周知等を行い、制度の理解を深めるための情報提供に努めます。また、利用者及び介護者のみならず、広く市民に対しても、介護保険制度を正しく理解していただくような情報提供に努めるとともに、地域において高齢者やその家族の方に対する総合的な相談・支援を行う窓口である地域包括支援センターの周知を図ります。	介護福祉課	市民や利用者に対して、介護保険の概要を記載した冊子や、市内の事業所一覧等を市の窓口や市内地域包括支援センターで配布するほか、市ホームページの充実を図ることで、介護保険サービスの利用について周知します。また、事業所に対して、適切に事業運営を継続するための情報提供や補助金交付を行います。地域において高齢者やその家族の方に対する総合的な相談・支援を行う窓口である地域包括支援センターについて、SNSも活用した周知を図ります。
②	★生活支援に資する高齢者福祉サービスの継続	おむつ給付、寝具乾燥、配食及び日常生活用具の給付並びに大掃除等の生活援助の各種生活支援に関する事業を実施します。特にニーズの高い配食に関しては、多様なメニューや介護食への対応等、より安定した事業運営が図れる方法へ移行します。  <計画期間の目標> 民間配食事業者への委託 令和8年度実施	介護福祉課	おむつ給付、寝具乾燥、配食及び日常生活用具の給付並びに大掃除等の生活援助の各種生活支援に関する事業を実施します。配食に関しては、多様なメニューや介護食への対応等、より安定した事業運営が図れる方法の検討を行います。
③	高齢者等の移動・移送手段の確保の継続 ※他計画再掲	主に鉄道駅及び路線バスのバス停から一定距離がある公共交通不便地域においてC o C oバスを運行し、高齢者の方の通院等の際の移動を支援します。また、福祉有償運送等の移送サービスを実施しているN P O法人等の支援をします。	交通対策課・自立生活支援課	【交通対策課】 市内の公共交通のあり方を示すため、令和7年3月の地域公共交通計画策定に向け計画的に実施します。 C o C oバスの運行状況について定期的な評価を行い持続可能な運行を目指すため、令和6～7年度にかけて基準を検討します。  【自立生活支援課】 引き続き、多摩地域福祉有償運送運営協議会へ加盟することによって他市における福祉有償運送の情報を市内事業所へ提供すると共に補助金を交付し、運営を支援します。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度
				事業予定
④	★地域包括支援センターの機能強化 (充実)	<p>地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に提供できる体制の構築のため関係機関と連携して関連事業を推進します。</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、生活に関する身近な相談先として地域包括支援センターの更なる周知を行います。</p> <p>事業の評価については、国が実施するセンターの事業評価を通じた機能強化に関する調査結果を活用します。事業評価の向上に向け、適宜センター管理者と打ち合わせを行い、全体の機能強化が図れるよう事業計画の策定等を行います。</p> <p>&lt;計画期間の目標&gt;            (1)地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化に関する調査結果 事業評価結果の向上 (前年度比)            (2)地域包括支援センター認知度 65.0%</p>	介護福祉課	<p>市と地域包括支援センターの管理者で2か月に1度打合せを行い、各地域包括支援センターで課題となっていることのすり合わせや情報共有により業務調整等を図り、センターの業務負担軽減となるよう努めます。</p> <p>また、センターの適切な運営のため人員増加等の措置について必要な支援を行います。</p> <p>市報・ホームページ・公式LINE・介護福祉課で開催する教室講座等を通じて、引き続き高齢者の身近な相談先として地域包括支援センターの周知を行います。</p>
⑤	自立支援住宅改修給付及び相談事業の継続	<p>住宅改修について、介護保険の住宅改修事業と自立支援住宅改修給付事業（介護保険外）の連携を図り、在宅高齢者の住宅環境の整備を支援します。</p> <p>住宅改修を実施する者及び業者に対する適切な情報提供を行うことで、使いやすい制度となるよう、広報、ホームページの改善を行います。</p> <p>また、適切な住宅改修ができるよう、一級建築士等が訪問や面接等により、住宅改修の相談・助言を行います。</p>	介護福祉課	<p>自立支援住宅改修給付事業及び住宅改修相談事業を実施します。</p> <p>自立支援住宅改修給付事業については、住宅改修を実施する者及び業者に対する適切な情報提供の方法について検討し、ホームページの改善を行います。</p> <p>住宅改修相談事業については、実施地以外の圏域に属する地域包括支援センターへの出張相談を実施するなど、利便性の向上に努めます。</p>
⑥	家具転倒防止器具等取付の継続	<p>65歳以上のひとり暮らし高齢者の方または高齢者の方のみの世帯の家屋に、家具転倒防止器具を取り付け、災害時の防災・減災対策を支援します。</p>	介護福祉課	<p>65歳以上のひとり暮らし高齢者の方または高齢者のみ世帯に対して、家具転倒防止器具取付事業を実施します。広報の一環として、各種イベント等においてチラシを配布するなど、普及啓発に努めます。</p>
⑦	☆補聴器購入費助成事業の実施	<p>聴力機能の低下に伴い周囲と円滑なコミュニケーションを図ることが難しい高齢者に対して補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を促すことを支援します。</p>	介護福祉課	<p>加齢性中等度難聴高齢者に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。</p>

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度
				事業予定
⑧	☆高齢者訪問理容・美容事業の実施	身体的状況により、自身で理容店・美容店に出向くことが難しい高齢者に対して、自宅で調髪を行う事業を実施します。	介護福祉課	市の総合的な判断により、令和6年度の予算化（事業の実施）は見送ることとなった。引き続き、他市実施状況等を参考に、実施に向けた調査・検討を進めていきます。
⑨	高齢者住宅の管理・運営及び公営住宅等の情報提供の継続 ※他計画再掲	現在、借り上げを行っている高齢者住宅については、引き続き適切な管理・運営を行うとともに、借り上げ期間が満了する高齢者住宅については、入居者が困窮しないよう住宅の確保に努めます。また、都営住宅等の情報を適切に提供していきます。	まちづくり推進課	現在、借り上げを行っている高齢者住宅について、引き続き適切な管理・運営を行うとともに、借り上げ期間が満了する高齢者住宅については、入居者の方が困窮しないよう住宅の確保に努めます。
⑩	高齢者の新たな住まいと住まい方 (継続)	高齢社会の進展と併せ、ニーズが高まる高齢者の方の新たな住まいと住まい方について、サービス付き高齢者向け住宅等も含めて検討を進めます。また、介護保険を適用できる居住系・宿泊系サービスのうち、地域密着型サービスについて更なる制度周知や空き状況の公表等の取り組みを進めます。	まちづくり推進課・介護福祉課	【まちづくり推進課】 都のサービス付き高齢者向け住宅整備事業において、依頼に応じて、市基準との照合を行います。
				【介護福祉課】 令和6年4月にサービス付き高齢者向け住宅を開設するとともに、引き続き居住系・宿泊系の地域密着型サービスの空き状況を公表して利用を促進します。
⑪	☆市民ニーズを踏まえた地域密着型サービス事業所整備の実施	夜間の介護サービスや24時間365日の在宅生活の支援を充実することで、自宅での生活を継続しながら安心して介護が受けられるよう、地域密着型サービス事業所（夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）を検討・整備します。	介護福祉課	令和6年5月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（夜間も含めた24時間対応の訪問介護・訪問看護）を開設するとともに、運営法人やケアマネジャーと連携して利用者の円滑な利用を促進します。
⑫	介護者の負担軽減の推進	高齢者や認知症の方を介護する家族の方を対象に、相談、介護教室、交流会等の機会を通して、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。交流会等については、性別・年代を問わず参加できるようにテーマ設定を図るなど、幅広く参加を促せるよう努めます。認知症の方と家族の方に対しては希望する在宅生活を継続できるよう、一体的支援事業を実施します。また、緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護します。	介護福祉課	高齢者を介護するご家族の方を対象に、在宅における介護の知識、介護技術等の向上に資する内容の教室を4回実施します。介護者同士で情報交換ができる場を提供し、介護者が孤立することなく住み慣れた地域で介護が続けられるよう家族介護継続支援事業を3事業所に委託し実施します。また、介護者が急病、事故、災害又は葬儀等の社会的理由により、その家庭において当該高齢者を介護できないため、特別養護老人ホーム等に緊急かつ一時的に入所させる事業を実施します。



番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度
				事業予定
⑬	★認知症の理解促進(推進)	認知症の方ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、市民向けの認知症講座の実施や、小中学生への認知症サポーター養成講座である「キッズ認サポ」等を通じて多世代へ認知症に関する普及啓発を図ります。 また、既存の催し等を活用した、認知症の理解促進に係る講演会等による普及啓発も行います。 併せて、若年性認知症の方やその家族の方を支援するため、理解促進に努めるとともに、相談窓口等の広報を実施します。  <計画期間の目標> 認知症サポーターの累計養成者数 10,000人	介護福祉課	小中学生への認知症サポーター養成講座である「キッズ認サポ」等を通じて多世代へ認知症に関する普及啓発を実施します。 また、市民だけではなく市内企業等の従業員に対しても講座を実施します。 また、ステップアップ講座を1回以上開催するとともに、受講後の受講者活用に向けた検討を行います。 若年性認知症の相談窓口の広報を市ホームページ等にて行います。
⑭	認知症の相談・支援体制の充実	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援、認知症の方やその家族の方を支援する相談業務、社会参加活動のための体制整備等を行うため、認知症地域支援推進員を配置し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。	介護福祉課	認知症検診の受診票にケアパスを同封するとともに、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、市と推進員とで月に1回認知症関連事業に関する協議を行います。
⑮	認知症連携会議の継続	医療・介護関係者による事例検討、研修等の機会を設け、認知症ケアの向上を図ります。	介護福祉課	事例検討等を交えた多職種の連携強化を図る研修等を実施します。
⑯	認知症の早期診断・早期対応の充実	認知症が疑われるものの、医療・介護等の安定的な支援を受けていない方に対し、認知症サポート医が含まれることを特徴としたチームで訪問を行う認知症初期集中支援事業を実施します。 本人や家族等が気軽に早期発見等につなげられるように、パソコン等から簡単に認知症のチェックを行える「認知症チェックサイト」の普及啓発を図ります。	介護福祉課	認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、MC Iを含めた早期発見・早期対応を図るため、認知症検診事業を実施します。 認知症が疑われるものの医療につながらない方へ医師等を派遣する認知症初期集中支援事業を実施します。 また、今年度から都事業として、地域包括支援センターと連携して活動ができる認知症サポート医を「オレンジドクター」と認定し周知する事業が始まったため、オレンジドクターとの連携を通じて、認知症対応力の向上を図ります。 さらに、市ホームページ等に「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」、「認知症簡易チェックサイト」を掲載し、普及啓発を図ります。
⑰	☆チームオレンジの整備(実施)	認知症サポーター等の支援者と認知症の人やその家族も参加し、生活面の早期からの支援を行う「チームオレンジ」設置に向けて、認知症カフェやイベント等の実施を通じて整備を図ります。	介護福祉課	令和6年度に新設する認知症カフェをチームオレンジとして整備し、令和7年度にはすべての各圏域に設置できるよう準備を進めます。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度
				事業予定
⑱	★地域の居場所づくり(認知症カフェ等)の充実	市内関係機関と連携を図り、認知症カフェ等の新設の検討や継続支援等を通じて、認知症の方と家族の方の居場所づくりを行います。  <計画期間の目標> 認知症カフェ等の開催場所数 11か所	介護福祉課	各圏域において認知症カフェを開催するとともに、市ホームページ等において、市内認知症カフェについての周知を行います。
⑲	やすらぎ支援(認知症高齢者家族支援活動)の充実	軽度の認知症状が見られるおおむね65歳以上の方等に対し、認知症についての研修を受けたボランティア(やすらぎ支援員)が自宅を訪問し、話し相手となり、見守りを行うとともに、家族の方の介護負担の軽減を図ります。	介護福祉課	軽度の認知症状が見られる高齢者に対し、ボランティアが自宅を訪問し、話し相手となり、見守りを行うとともに、家族の方の介護負担の軽減を図ります。
⑳	徘徊高齢者の探索事業の継続	認知症の方の身元不明等の事故を防止するとともに、その家族等の精神的負担の軽減を図るため、位置情報が検知できる発信機の貸与等を実施します。 また、靴にGPS発信機を入れて利用できる専用の靴も引き続き対応します。 さらに、市内商店会と連携し、行方不明高齢者捜索協力支援アプリの普及啓発等に努め、地域における捜索協力体制の強化を図ります。	介護福祉課	徘徊高齢者家族支援サービスを実施し、徘徊がある高齢者を介護する家族に対し、位置情報が検知できるGPS発信器を貸与します。  行方不明高齢者捜索協力支援アプリの普及啓発、認知症高齢者の捜索模擬訓練を継続的に実施します。
2-⑫	介護者の負担軽減の推進 ※本計画再掲	高齢者や認知症の方を介護する家族の方を対象に、相談、介護教室、交流会等の機会を通して、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。交流会等については、性別・年代を問わず参加できるようにテーマ設定を図るなど、幅広く参加を促せるよう努めます。 認知症の方と家族の方に対しては希望する在宅生活を継続できるよう、一体的支援事業を実施します。 また、緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護します。		高齢者を介護するご家族の方を対象に、在宅における介護の知識、介護技術等の向上に資する内容の教室を4回実施します。 介護者同士で情報交換ができる場を提供し、介護者が孤立することなく住み慣れた地域で介護が続けられるよう家族介護継続支援事業を3事業所に委託し実施します。 また、介護者が急病、事故、災害又は葬儀等の社会的理由により、その家庭において当該高齢者を介護できないため、特別養護老人ホーム等に緊急かつ一時的に入所させる事業を実施します。
㉑	医療資源マップの充実	医療資源を調査し、医療資源マップとしてまとめ、情報を必要とする市民や、関係機関に配布し普及啓発を図ります。	介護福祉課	同マップの配布・周知に努めます。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度
				事業予定
⑳	在宅医療・介護連携支援室の充実	医療・介護関係者を対象とした在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置・運営するとともに、多職種が参加する研修等を実施することにより、連携の促進を図ります。	介護福祉課	在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置・運営するとともに、在宅医療・介護連携に関する研修等を3回、関係機関の情報共有に関する研修を1回開催します。
㉑	☆在宅医療・介護連携推進に関する検討の実施	在宅医療・介護連携推進会議や、同会議に設置された4部会(※)において、部会に応じた課題の検討や、多職種連携研修等の企画・実施等を通じて、在宅医療・介護連携を推進します。 ※日常療養・多職種連携研修部会、入退院支援部会、急変時対応・看取り支援部会、ICT連携部会	介護福祉課	医療・介護関係者で構成する在宅医療・介護連携推進会議と4部会において、課題や解決策等の検討を行い、医療・介護連携を推進する。
㉒	在宅医療・介護連携に関する普及啓発の充実	在宅医療・介護連携に関する講演会、在宅療養に関するリーフレットの配布等を実施し、市民に対する普及啓発を行います。	介護福祉課	講演会や在宅療養に関するリーフレット等を活用し、在宅医療・介護連携について普及啓発を行います。
㉓	★ACP(人生会議)等の普及啓発の充実	在宅医療・介護連携においてACPに係る研修等を実施し、関係者間での理解促進に努めます。 また、市民向けにも在宅での看取りの周知等を通じて、既存の催し等を活用したACPの普及啓発を図ります。  <計画期間の目標> 関係者・市民向け講演会等回数 3回	介護福祉課	医療・介護関係者に対し、看取り等を通じたACPにかかる研修を実施する。 また、地域のイベント等に専門職を派遣し、看取りに関するパンフレットを活用しながらの講演を行い、市民に対する普及啓発を図ります。
㉔	★地域課題検討の協議の充実	第1、2層生活支援協議体をそれぞれ開催します。 圏域レベルの地域ケア会議を兼ねる第2層協議体では、圏域で生じている課題に対して、関係する地域住民や介護事業所、商店会等の地域の社会資源と第2層生活支援コーディネーターを中心とした検討を行います。 第1層協議体では、第2層協議体での検討内容等を整理し、市全体で取り組むべき課題の整理等を図ります。	介護福祉課	第2層協議体を積極的に行い、第2層協議体から出てきた課題を整理し、第1層協議体として新たな課題解決に取り組みます。  また、課題として上がっている「高齢者におこりうるお金に関するお困りごと」の啓発を継続しながら、新たな地域課題の解決に向けて、検討内容の整理や啓発をしていきます。
㉕	生活支援コーディネーターの配置による体制整備の推進	市及び各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターが、個別相談や生活支援協議体を通じ、生活支援に関する担い手や居場所の不足などのニーズ、人材や活動可能場所などの地域資源の把握に努め、ニーズと地域資源のマッチングやネットワーク化を図ります。	介護福祉課	各包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターと毎月の連絡会等で情報共有するとともに、第2層協議体から出てきた課題を整理し、必要な情報の見える化・地域資源の把握等を行います。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度
				事業予定
1- ⑱	★地域の居場所に対する支援の推進 ※本計画再掲	生活支援コーディネーターを中心に、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、また、認知症カフェについては認知症地域支援推進員と協力しながら、居場所の立ち上げや活動継続に対して支援します。立ち上げに対しては活用可能な場所や類似の居場所に関する情報提供等を、活動継続に対しては市内の居場所の情報をまとめた冊子と圏域ごとに情報を地図に落とし込んだマップを交互に作成するとともに、情報を市ホームページにも掲載し、また、市民向け事業等あらゆる機会を通じて地域の居場所の周知の充実に取り組みます。高齢者や関係者に周知を行うとともに居場所間の交流活動への活用を図ります。  <計画期間の目標> 市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数 185か所	介護福祉課	第2層生活支援コーディネーターを中心に通いの場等の活動状況等の把握を行い、居場所の再開、活動継続に向け支援します。  「地域とつながる応援マップ」の周知や実際の活用等について意見を集め、より良い活用につながるよう検討します。
⑳	☆庁内の横断的な連携体制の構築 (実施)	ヤングケアラーや多世代・経済的な問題を抱える介護者への支援等、複合的な課題を抱える介護者支援のため、福祉総合相談窓口と地域包括支援センターの連携強化等、円滑な支援のための体制整備に努めます。	介護福祉課・地域福祉課	【介護福祉課】 高齢部門のみでの対応が困難な事例等については、福祉総合相談窓口との支援調整会議等を通じて連携し、支援体制を構築します。
				【地域福祉課】 地域包括支援センターを含め相談支援機関相互の連携を強化し、包括的な相談支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を進めます。
2- ⑫	介護者の負担軽減の推進 ※本計画再掲	高齢者や認知症の方を介護する家族の方を対象に、相談、介護教室、交流会等の機会を通して、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。交流会等については、性別・年代を問わず参加できるようなテーマ設定を図るなど、幅広く参加を促せるよう努めます。認知症の方と家族の方に対しては希望する在宅生活を継続できるよう、一体的支援事業を実施します。また、緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護します。	介護福祉課	高齢者を介護するご家族の方を対象に、在宅における介護の知識、介護技術等の向上に資する内容の教室を4回実施します。介護者同士で情報交換ができる場を提供し、介護者が孤立することなく住み慣れた地域で介護が続けられるよう家族介護継続支援事業を3事業所に委託し実施します。また、介護者が急病、事故、災害又は葬儀等の社会的理由により、その家庭において当該高齢者を介護できないため、特別養護老人ホーム等に緊急かつ一時的に入所させる事業を実施します。
2- ⑰	☆チームオレンジの整備 (実施) ※本計画再掲	認知症サポーター等の支援者と認知症の人やその家族も参加し、生活面の早期からの支援を行う「チームオレンジ」設置に向けて、認知症カフェやイベント等の実施を通じて整備を図ります。	介護福祉課	令和6年度に新設する認知症カフェをチームオレンジとして整備し、令和7年度にはすべての各圏域に設置できるよう準備を進めます。
2- ⑲	やすらぎ支援(認知症高齢者家族支援活動)の充実 ※本計画再掲	軽度の認知症状が見られるおおむね65歳以上の方等に対し、認知症についての研修を受けたボランティア(やすらぎ支援員)が自宅を訪問し、話し相手となり、見守りを行うとともに、家族の方の介護負担の軽減を図ります。	介護福祉課	軽度の認知症状が見られる高齢者に対し、ボランティアが自宅を訪問し、話し相手となり、見守りを行うとともに、家族の方の介護負担の軽減を図ります。

# 高齢者保健福祉施策の展開

## 基本目標3 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりと人材育成

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度
				事業予定
1- ⑱	★地域の居場所に対する支援の推進 ※本計画再掲	生活支援コーディネーターを中心に、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、また、認知症カフェについては認知症地域支援推進員と協力しながら、居場所の立ち上げや活動継続に対して支援します。立ち上げに対しては活用可能な場所や類似の居場所に関する情報提供等を、活動継続に対しては市内の居場所の情報をまとめた冊子と圏域ごとに情報を地図に落とし込んだマップを交互に作成するとともに、情報を市ホームページにも掲載し、また、市民向け事業等あらゆる機会を通じて地域の居場所の周知の充実に取り組みます。高齢者や関係者に周知を行うとともに居場所間の交流活動への活用を図ります。  <計画期間の目標> 市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数 185か所	介護福祉課	第2層生活支援コーディネーターを中心に通いの場等の活動状況等の把握を行い、居場所の再開、活動継続に向け支援します。  「地域とつながる応援マップ」の周知や実際の活用等について意見を集め、より良い活用につながるよう検討します。
2- ㉔	地域課題検討の協議の充実 ※本計画再掲	第1、2層生活支援協議体をそれぞれ開催します。 圏域レベルの地域ケア会議を兼ねる第2層協議体では、圏域で生じている課題に対して、関係する地域住民や介護事業所、商店会等の地域の社会資源と第2層生活支援コーディネーターを中心とした検討を行います。 第1層協議体では、第2層協議体での検討内容等を整理し、市全体で取り組むべき課題の整理等を図ります。	介護福祉課	第2層協議体を積極的に行い、第2層協議体から出てきた課題を整理し、第1層協議体として新たな課題解決に取り組みます。  また、課題として上がっている「高齢者におこりうるお金に関するお困りごと」の啓発を継続しながら、新たな地域課題の解決に向けて、検討内容の整理や啓発をしていきます。
2- ㉕	生活支援コーディネーターの配置による体制整備の推進 ※本計画再掲	市及び各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターが、個別相談や生活支援協議体を通じ、生活支援に関係する担い手や居場所の不足などのニーズ、人材や活動可能場所などの地域資源の把握に努め、ニーズと地域資源のマッチングやネットワーク化を図ります。	介護福祉課	各包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターと毎月の連絡会等で情報共有するとともに、第2層協議体から出てきた課題を整理し、必要な情報の見える化・地域資源の把握等を行います。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度
				事業予定
①	救急通報システム 機器の貸与の継続	<p>【救急代理通報事業】 65歳以上のひとり暮らし、65歳以上高齢者のみ世帯の慢性疾患等で常時注意が必要な方に、ペンダント型の無線発報器を貸与し、緊急時における早期の安否確認、及び救急要請する事業を実施します。</p> <p>【住宅火災直接通報事業】 在宅の認知症高齢者に対して、火災を検知した際に直接消防署に通報するシステムを貸与し、早期の消火及び救助を行う事業を実施します。</p>	介護福祉課	<p>【救急代理通報事業】 65歳以上のひとり暮らし、65歳以上高齢者のみ世帯の慢性疾患等で常時注意が必要な方に、ペンダント型の無線発報器を貸与し、システムによる24時間見守りを行います。</p> <p>【住宅火災直接通報事業】 在宅の認知症高齢者に対して、火災を検知した際に直接消防署に通報するシステムを貸与し、早期の消火及び救助を行います。 なお、両事業とも、認知度向上に向け、包括支援センターとの連携、広報の工夫など、利用者及び家族への周知拡大に取り組みます。</p>
②	高齢者地域福祉 ネットワーク事業 の推進 ※他計画再掲	地域の相談役として市民の方と行政、関係機関との橋渡しの役割を担う民生委員・児童委員が、対象者本人の意思確認の上作成した、個人情報や家族の方の緊急連絡先等が記載された個人票をもとに、市が対象者の方の緊急連絡先を把握し、必要に応じて、関係機関等へ情報提供を行い、情報共有を図ることで、高齢者の方の実態把握や見守り、支援の協力体制をつくります。	地域福祉課 ・介護福祉課	<p>【地域福祉課】 引き続き、近隣関係者と協力し本人をめぐるネットワークを民生委員と構築し、見守り支援体制の整備を図ります。</p> <p>【介護福祉課】 訪問にて事業の周知を行うとともに、高齢者の実態把握を通して見守り支援体制の整備を図ります。</p>
③	★高齢者見守り支援 事業の推進	ひと声訪問、友愛活動、高齢者福祉電話の貸与等により、ひとり暮らし高齢者等の安否確認を実施します。 また、ICTを活用した見守り事業について、検討します。  〈計画期間の目標〉 ひと声訪問新規申込件数 16件	介護福祉課	ひと声訪問、友愛活動、高齢者福祉電話の貸与等により、ひとり暮らし高齢者等の安否確認を行う事業を実施します。 また、ICTを活用した見守り事業について、検討を行います。
④	避難行動要支援者 支援体制の充実 ※他計画再掲	災害時等に自力で避難することが困難で、家族の方等の支援を受けられない高齢者の方等を「避難行動要支援者」として、避難行動要支援者名簿を作成し、災害に備えた地域の協力体制づくりのために必要な情報として、市の関係部署、消防署、民生委員・児童委員等関係機関と共有します。 また、避難行動要支援者の方に対して、地域の方に「支援者」となってもらい、見守りや安否確認、避難支援の体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりをめざすためのモデル地区事業を実施しており、このモデル地区事業の推進を通じ、支援体制のさらなる充実を図り、個別避難計画策定につなげます。	地域福祉課	引き続き、新規で避難行動要支援者名簿の対象となる方に対して申請書等を送付するなど、支援体制の整備を図ります。 また、福祉避難所の管理運営の整備も図ります。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度
				事業予定
⑤	★事業者との連携による見守りの推進	地域から孤立しがちな高齢者が、安心して暮らせる地域社会の構築のために、民間事業者等と連携し、見守りが必要な高齢者の発見や安否確認に努めます。市内の商店等に協力を依頼し、見守り協定をより地域性の高いものにします。 また、既存の協定締結事業者への情報提供及び事業者間の情報交換等を目的に定期的に連絡会を開催します。 【主な締結事業者】 介護関連、金融機関、生協、ライフライン、小売、清掃、交通・運輸、配食、商店会、新聞販売同業組合、水道局、郵便局、浴場組合、社協、シルバー人材センター、老人クラブ連合会、その他自営等  <計画期間の目標> 協定事業者数（累計事業者数）80事業者	介護福祉課	民間事業者と協定締結を行い、民間事業者の協力による緩やかな見守り体制の構築を推進します。 また、協定締結事業者との連絡をとれるよう、「見守り通信」を作成し、発送します。
2-⑳	徘徊高齢者の探索事業の継続 ※本計画再掲	認知症の方の身元不明等の事故を防止するとともに、その家族等の精神的負担の軽減を図るため、位置情報が検知できる発信機の貸与等を実施します。 また、靴にGPS発信機を入れて利用できる専用の靴も引き続き対応します。 さらに、市内商店会と連携し、行方不明高齢者探索協力支援アプリの普及啓発等に努め、地域における探索協力体制の強化を図ります。	介護福祉課	徘徊高齢者家族支援サービスを実施し、徘徊がある高齢者を介護する家族に対し、位置情報が検知できるGPS発信器を貸与します。  行方不明高齢者探索協力支援アプリの普及啓発、認知症高齢者の探索模擬訓練を継続的に実施します。
2-㉑	生活支援コーディネーターの配置による体制整備の推進 ※本計画再掲	市及び各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターが、個別相談や生活支援協議体を通じ、生活支援に係る担い手や居場所の不足などのニーズ、人材や活動可能場所などの地域資源の把握に努め、ニーズと地域資源のマッチングやネットワーク化を図ります。	介護福祉課	各包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターと毎月の連絡会等で情報共有するとともに、第2層協議体から出てきた課題を整理し、必要な情報の見える化・地域資源の把握等を行います。
⑥	☆災害時に備えた介護サービス事業者との連携（実施）	災害の発生時に、災害時協定等に基づいて利用者の安否確認等が円滑に行われるよう、連携に必要な体制整備を図ります。	介護福祉課	災害時協定等に基づき、発災時の安否確認や避難誘導などを実施する上での具体的な取組を小金井市介護事業者連絡会と協議します。
⑦	★消費者被害の未然防止の推進	高齢者及び高齢者の周囲の方（見守り協力者）向けに消費者講座を開催し、悪質商法の最新手口や対処法についての周知や注意喚起を行います。また、地域包括支援センター、介護サービス事業所、市介護福祉課及び消費生活相談室等の関係機関が協力体制を構築し、高齢者の消費者被害防止を図ります。  <計画期間の目標> 講座参加者数 1,205人	介護福祉課・経済課	【介護福祉課】 高齢者等が集まる機会等を活用し、周知啓発や注意喚起を行います。  【経済課】 引き続き高齢者の集まるイベントや集会で啓発を行い、講座も実施していく。またICTを活用した啓発も検討していきます。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度
				事業予定
⑧	福祉サービス苦情調整委員制度の継続 ※他計画再掲	福祉サービスに対する市民の方からの苦情に公平かつ適正に対応し、信頼性と福祉の向上をめざすことを目的として設置された福祉オンブズマン制度について周知を図ります。	地域福祉課	引き続き、市報・ホームページにおける広報のほか、苦情処理の流れを示したリーフレットを市内各施設に設置し、周知を図ります。
⑨	権利擁護センター利用の継続 ※他計画再掲	権利や財産を守ること等を目的とし、認知症高齢者の方や要介護高齢者の方等で判断能力に不安のある方に対し、成年後見制度推進事業や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を行っている権利擁護センターの利用の推進を図ります。	地域福祉課	判断能力が不十分な方に権利や財産を守ること等を目的として地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度を継続実施し、その方々の意思決定等を支援します。また、権利擁護に関する相談を中心に、市民後見人の養成や成年後見人を取り巻く環境の改善のためのネットワークの構築、市民に広く成年後見制度等を知っていたくための講演会などを企画実施します。
⑩	★高齢者虐待防止対策の継続	高齢者虐待事例について「小金井市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき適切に対応できるよう、市や地域包括支援センターで虐待対応に関する理解を深めるとともに、関係機関等と連携し高齢者に対する支援体制を整備します。また、市民や介護サービス事業者等に対しても、高齢者虐待についての啓発や虐待対応窓口の周知を図ります。  <計画期間の目標> 市・地域包括支援センターの高齢者虐待に係る研修実施回数 4回	介護福祉課	高齢者虐待に関する理解を深め、適切な対応ができるよう事例検討会を行います。（年4回） 様々な機会を活用し、高齢者虐待についての啓発や虐待対応窓口の周知を行います。
1-①	さくら体操の推進 ※本計画再掲	新型コロナウイルス感染対策のため、管理会場の定員の見直しを行い密にならない形で行います。また、医療・福祉の専門職が管理運営を行い、グループ支援や参加者評価等を通して、参加者の介護予防や自立支援を図ります。完全自主会場については新型コロナウイルス感染対策により、介護事業所等使用できない会場が多いため、身近な所で少人数実施できる体制を推進していきます。地域包括支援センターの職員が立ち上げ・継続支援を行うとともに、市内のリハビリテーション専門職が会場を巡回し、助言・指導を行い、参加者の介護予防を図ります。 介護予防の取り組みが多様化しているため、他の介護予防施策と連動させながら介護予防を推進していきます。  <計画期間の目標> さくら体操の会場数 55会場 さくら体操の延参加者数 6,600人 新規介護予防リーダー養成者数 年間15人	介護福祉課	管理会場においては管理委託の通所介護事業所・地域包括支援センターと連携し、毎月1回ミニ講座を行うとともに、年に1回体力測定等を行います。また、完全自主会場については市内のリハビリテーション専門職の協力を得て、各会場を巡回し、介護予防に関する助言・相談等を行い、参加者の介護予防を図ります。 介護予防ボランティア養成講座を開催し介護予防リーダーの育成、さくら体操各会場への配置を調整します。 地域包括支援センターを中心に、身近な所で少人数実施できる完全自主会場（自主グループ）立ち上げ支援を行います。



番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度
				事業予定
⑪	ボランティアセンターでの活動支援の継続 ※他計画再掲	社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターに関する情報提供、活動支援を行います。	地域福祉課	各種ボランティア養成講座（地域福祉ファシリテーター養成講座、精神保健福祉ボランティア養成講座、音楽療法ボランティア養成講座）の開催、ボランティアに関する相談支援、広報紙による情報発信、市民活動助成金の事業等を行います。
⑫	★介護支援ボランティアポイント事業の推進	65歳以上の元気な高齢者を対象にボランティア活動を通じて、自身の健康増進、介護予防及び社会参加活動を推進するための介護支援ボランティアポイント事業について、より多くの方に登録・活動してもらえよう、受入れ事業所の増加、活動内容の拡充を図るとともに、受入れ状況等について登録者への周知も行います。  〈計画期間の目標〉 有効登録者数 270人 参加事業所数 45か所	介護福祉課	登録ボランティアの増加のため、登録機会と周知を兼ねて、登録会等を実施します。 また、活動先の増加のため、新型コロナウイルス感染症の影響で休止・縮小している事業所に対し、受け入れ再開等の依頼を行うとともに、チームオレンジに協力するボランティアに対し、ポイントを付与できるように整備します。
⑬	★介護職員宿舎借上支援事業の継続	介護職員等の人材確保及び定着の支援や、災害時における対応力の強化のため、市内の地域密着型サービス事業所等に対して、介護職員の宿舎借り上げに要する費用の補助を行います。  〈計画期間の目標〉 対象戸数 12戸	介護福祉課	対象事業所へ事業の周知を行い、人材確保の観点から補助制度の利用を促進します。また、補助制度の拡充を検討します。
⑭	★介護分野への就労支援の継続	介護人材確保のため、ハローワークとの共催による就職面接会を実施します。 また、介護職員初任者研修については、受講料を助成するとともに同研修を実施したうえで、市内での就労へつなぐため、介護事業者連絡会と連携して情報提供等を行い、訪問介護職員等の介護人材の確保に取り組みます。  〈計画期間の目標〉 介護職員初任者研修受講料助成件数 3件 介護職員初任者研修受講者数 15人	介護福祉課	介護職員初任者研修を実施するとともに、初任者研修から、実務者研修、介護福祉士資格まで補助対象を拡大した介護資格取得費補助を行います。
⑮	介護サービス事業者振興事業等の推進	介護事業所が運営基準を遵守しているか確認するため、指導検査を行い、運営に関する助言等を行います。また、福祉サービス第三者評価の受審の勧奨や、事業者連絡会及び市内介護支援専門員へ研修費の補助を実施し、質の高いサービス提供への支援を行います。	介護福祉課	事業所の指定有効期限を迎える事業所に対して、指導検査を実施します。また、福祉サービス第三者評価の受審を勧奨する際、あわせて受審費の補助制度の案内を行う他、介護事業所連絡会と連携し、研修を開催して支援します。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度
				事業予定
⑩	☆ケアマネジャーへの支援の実施	<p>ケアマネジャーへの支援については、①受給者が真に必要とするサービスの確保を図るための資質の向上②事務量の削減③支援体制の構築を中心に実施します。</p> <p>①はケアプラン点検やケアマネジメントに関する研修の実施、②は指定申請等に関する電子化の推進、ICTの導入・活用に関する情報の周知徹底等、③は処遇困難ケースへの助言、高齢者虐待対応研修及び地域包括支援センターとの定例的な連絡会を通じて支援を行います。</p> <p>&lt;計画期間の目標&gt;            ケアプラン点検 45件            ケアプランの質の向上に係る研修実施回数 2回</p>	介護福祉課	<p>居宅介護支援事業所に対する指導検査の際、運営基準の順守に加え、より利用者の状況に合ったケアプラン作成となるような助言を行うため、市内主任ケアマネジャーを活用したケアプラン点検を実施することを検討します。また、ケアマネジャーの負担軽減に資するためのICTを活用した手法（指定申請の電子化、ケアプランデータ連携システム等）について引き続き周知を行う他、地域包括支援センターと連携し、ケアマネジャーのニーズに応じた研修内容の設定や、支援体制の構築を図ります。</p>